

**相談者 (Aさん)** 今回の東日本大震災においては、大津波とともに原発事故が最大の問題となりました。私どもの町民からも様々な相談が寄せられています。

**弁護士** 東京電力の福島第一原子力発電所被災による原子力被害の拡散の問題ですね。今日は原子力損害賠償制度の概要と、風評被害についてお話ししたいと思います。

**Aさん** 原子力によって被害を与えたときには、事業者が過失がなくても賠償責任があると聞いたのですが、本当ですか。

**弁護士** そのとおりです。「原子力損害の賠償に関する法律」三条は原子力事業者に無過失責任を課しているのです。もっとも、同条但書は「異常に巨大な天災地変または社会的動乱によって生じた場合」を除くという書き方をしていますが、これは隕石の落下や戦争などに限定され、地震による大津波という今回の場合には但書の適用はないと政府も言明しています。

**Aさん** 原子力事業者の責任に限定はないのですか。一、二〇〇億円という義務的な保険金額は責任範囲とは関係がないのでしょうか。

**弁護士** 原子力事業者の責任が無限であることと、文部科学省は次のように説明しています。「原賠法では、万一原子力損害が発生した場合、原子力事業者が生じた原子力損害の

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第52回

# 震災をめぐる 法的紛争

3

全額を賠償する義務を負っています(無限責任主義)。従って、一、二〇〇億円を支払えばそれ以上は賠償請求に応じなくてもよいのではなく、この一、二〇〇億円は、万一原子力損害が発生した場合、被害者に対して迅速かつ確実に賠償の支払いを行うための保険に過

ぎません。一、二〇〇億円を超える損害額については、自らの財力をもって支払う義務が残ります。なお、事業者の財力等から見て必要があれば、国が必要な援助を行うことが可能となっており、被害者の保護に遺漏がないよう措置されています。」

**Aさん** 東京電力も民間会社ですので、有り余った資金があるわけではありません。どんな広がっていく損害に対する賠償の原資は心配ないのでしょうか。今の文部科学省の説明の最後にあった国の必要な援助の措置はどのようなになっているのでしょうか。

**弁護士** 国の措置として二つの法律が制定されました。一つは「原子力事故被害緊急措置法」で、仮払い早期救済法とも言つべきものです。これは東京電力が支払うべき賠償額の半分以上を国がまず被害者に支払い、後にその支払い分を東京電力に求償する形にして被害者救済を早期に行う体制としたものです。もう一つは、「原子力賠償支援機構法」です。

これは原子力事業者一社が出資して支援機構を設立し、東京電力の資金繰りを支援する体制を作ったものです。そして政府も二兆円分の交付国債を発行して、この機構の運営を支えることにしました。

**Aさん** 「原子力損害賠償紛争審査会」に対して原子力被害解決の大きな期待が寄せられ

ていますが、具体的にはどのような役割を果たしているのですか。

**弁護士** 大きく分けて二つの役割を担っています。一つは原子力損害賠償に関する指針（ガイドライン）を策定して公表することです。既に平成二三年八月五日には中間指針を発表し、年内にも最終指針の発表が予定されています。この指針は当事者を法的に拘束するものではありませんが、話し合いによる解決等では基準としての重要な意味をもつこととなります。もう一つの役割は、紛争解決のために仲裁機能を有していることです。東京と郡山市に紛争解決センターを設置し、仲介委員が被害者と東京電力の言い分を聞いて和解による紛争解決を始めています。

**Aさん** 原子力損害賠償制度の概要については大分理解できました。次は社会的に問題になっている風評被害について教えてください。風評被害という言葉はこれまでも使われていたのでしょうか。

**弁護士** 原子力以外の問題でも貝割れ大根と〇一五七、葉物野菜とダイオキシンについて風評被害が問題となり、裁判となりました。原子力による風評被害としては、敦賀原発風評被害事件（名古屋高裁金沢支部平成元年五月一七日判決）が敦賀産の魚介類の価格が暴落したことにつき、風評被害を法的な損害と



して認めています。またJOC納豆風評被害事件（東京地裁平成一八年二月二七日判決）は納豆商品の買い控えという風評被害を法的な損害として認めています。

**Aさん** 風評被害とはどのように定義されているのですか。

**弁護士** 原子力損害賠償紛争審査会の指針は、風評被害を次のように定義しています。「報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味する。」放射線物質による汚染の危険という不安心理に起因する回避行動が合理的といえる場合には原子力損害として賠償の対象となることを認めたのです。

**Aさん** 商品の放射線量が基準値以上で出荷停止になったような場合は、当然に損害賠償の対象になるのですよね。

**弁護士** もちろんです。その場合は実体被害が生じていることとなります。風評被害は汚染が基準値以下とか、全く汚染が確認されていないという汚染の実体がない場合の問題なのです。例えば農林水産物については、産品を特定して、一定の地域に限定して風評被害による損害を認めています。地域は福島県を中心として周辺地域に及んでいますが、宮城県が賠償の対象として地域指定されたのは牛肉に限定されました。また、観光業についても、福島県、茨城県、栃木県、群馬県に営業の拠点がある観光業は賠償の対象と認めましたが、宮城県は含まれませんでした。

**Aさん** 宮城県の農家や旅館でも明らかに風評被害が発生しますが、いくら減収が現実化しても賠償してもらえないのですか。

**弁護士** 全て否定するわけではありません。中間指針でも、福島県との地理的近接性や個別具体的な事情によっては賠償の対象となる余地を認めています。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員